

川北町災害時要配慮者支援プラン

平成22年3月 作成
平成28年3月 一部修正

川 北 町

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1. 趣旨	1
2. 位置づけ	1
3. 構成	1
4. 避難支援体制の整備方針	1
5. 推進体制	1
6. 関係機関等の役割	2
第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有、個別計画の作成	4
1. 避難行動要支援者対象者リストの作成	4
2. 避難行動要支援者名簿・個別計画の作成	4
3. 避難行動要支援者名簿の提供、管理	5
4. 個別計画の管理	5
5. 個別計画の変更・修正	6
6. 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用	6
第3章 避難誘導・安否確認体制の整備	7
1. 避難支援の実施体制	7
2. 情報伝達体制の整備	7
3. 要配慮者の避難支援方法等の普及	7
4. 避難支援訓練の実施	8
5. 安否確認情報の収集体制	8
第4章 避難所等における支援体制	9
1. 避難所等における要配慮者支援体制	9
2. 福祉避難所	9
〔用語の説明〕	10
様式1 避難行動要支援者対象者リスト	11
様式2 避難行動要支援者名簿	12
様式3 要配慮者一人ひとりに対する避難支援計画（個別計画）	13
様式4 個人情報保護について誓約書	15

第1章 基本的な考え方

1. 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進にあたっては総合的な取り組みが重要であり、中でも、災害時要配慮者（※用語の説明）（以下「要配慮者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっている。

川北町では、風水害や地震等の災害に備え、要配慮者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要配慮者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、災害時要配慮者支援プラン（※用語の説明）（以下「避難支援プラン」という。）を作成する。

2. 位置づけ

避難支援プランは、川北町地域防災計画の要配慮者対策に関する事項を具体化したものとする。

3. 構成

避難支援プランは、要配慮者の避難支援に関する「全体的な考え方」と「要配慮者一人ひとりに対する避難支援計画」（以下「個別計画」という。）で構成するが、個別計画については、個々の要配慮者の状況を把握した上で作成することとなるため、本計画には個別計画の様式を定めるものとする。

4. 避難支援体制の整備方針

（1）対象者・方針

要配慮者の対象者並びに避難支援体制の整備は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑迅速な避難確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を対象とし、重点的・優先的に進める。

（2）対象災害・地域

避難支援プランは、風水害、地震等全ての災害を対象とし、対象地域は、川北町全域とする。

5. 推進体制

川北町は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉担当部局を中心に、福祉担当部局と防災担当部局で構成する避難行動要支援者対策班（※用語の説明）（以下「要支援者対策班」という。）を設置する。

要支援者対策班は、関係機関と連携し、避難行動要支援者の避難支援対策を推進する。
要支援者対策班

【位置付け】

平常時は、川北町の福祉担当部局及び防災担当部局による横断的なPT（プロジェクト・チーム）として設置する。

災害時は、川北町災害対策本部の福祉担当部門内に設置する。

【構成】

平常時において、プロジェクト・チームは、福祉担当部局職員及び防災担当部局職員で構成し、避難支援体制の整備推進に当たっては、民生児童委員、自主防災組織、町内会組織、社会福祉協議会等の関係者の参加を得ながら進める。

災害時は、基本的に福祉担当部局で構成する。

【業務】

平常時は、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援プランの策定を行う。

災害時は、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所に設置する要配慮者支援避難所班（※用語の説明）等との連携・情報共有、単独の避難所に対応できない場合の広域調整等を行う。

6. 関係機関等の役割

(1) 川北町の役割

①川北町防災担当部局の役割

<平常時>

- ア 避難行動要支援者対策班(福祉担当部局と共に)の設置
- イ 避難行動要支援者対象者リストの取りまとめ並びに整備、保管
- ウ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- エ 避難行動要支援者名簿の整備、保管
- オ 避難行動要支援者の個別計画の整備、保管
- カ 福祉避難所(※用語の説明)の確保
- キ 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- ク 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発

<災害時>

- ア 避難準備情報等の発令・伝達
- イ 避難所の開設

②川北町福祉担当部局

<平常時>

- ア 要支援者対策班(防災担当部局と共に)の設置
- イ 高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者に関する各種情報を防災担当部局へ提供
- ウ 関係機関と連携し、災害時に、要支援を希望する者(以下「災害時共助希望要支援者(※用語の説明)」という。)の把握
- エ 関係機関と連携し、共助希望要支援者の個別計画の取りまとめ、協力
- オ 関係機関と連携し、共助希望要支援者の個別計画の変更・修正の取りまとめ、協力
- カ 避難行動要支援者名簿(※用語の説明)及び個別計画の共有
- キ 福祉避難所の確保の協力
- ク 関係機関と連携し、避難行動要支援者の避難支援方法等の普及啓発
- ケ 関係機関と連携し、避難行動要支援者本人・家族・関係者に対する災害時への備えの普及啓発

<災害時>

- ア 災害対策本部内に避難行動要支援者対策班を設置
- イ 避難・安否確認の状況把握
- ウ 要配慮者支援避難所班の設置並びに関係機関との連携した要配慮者支援
- エ 福祉避難所の開設・運営

③川北町施設(避難所)管理担当部局の役割

<平常時>

- ア 避難所の施設管理者として、要配慮者支援に関する施設の物的資源等の状況確認
- イ 避難所の要配慮者支援に関する訓練・研修への協力

<災害時>

- ア 要配慮者支援に関する避難所管理上の調整

(2) 自主防災組織、町内会組織の役割

<平常時>

- ア 避難行動要支援者名簿の共有、管理

<災害時>

- ア 要配慮者への避難準備情報等の伝達
- イ 共助希望要支援者の避難支援と安否確認の協力

(3) 民生児童委員の役割

<平常時>

- ア 避難行動要支援者名簿、個別計画作成のための調査への協力及び情報提供
 - イ 避難行動要支援者名簿の共有、管理
 - ウ 個別計画の変更・修正に関する町への協力並びに情報提供
- <災害時>
- ア 避難行動要支援者への避難準備情報等の伝達
 - イ 共助希望要支援者の安否確認の協力

(4) 社会福祉協議会の役割

<平常時>

- ア 避難行動要支援者名簿、個別計画作成のための調査の協力、避難行動要支援者や関係団体等への働きかけ
- イ 個別計画の変更・修正に関する町への協力並びに情報提供

<災害時>

- ア 町災害対策ボランティア本部の設置・運営

(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

<平常時>

- ア 通所者（在宅要配慮者）の避難行動要支援者名簿、個別計画作成の協力
- イ 通所者（在宅要配慮者）の個別計画の変更・修正に関する協力、情報提供
- ウ 通所者（在宅要配慮者）の避難支援（移動手段）への協力
- エ 福祉避難所としての避難体制への協力

<災害時>

- ア 要配慮者の受入
- イ 要配慮者の避難支援（移動手段）への協力

(6) 能美広域事務組合川北分署の役割

<平常時>

- ア 避難行動要支援者の避難支援体制整備への協力

<災害時>

- ア 被災者の安否確認、救援・救助

第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有、個別計画の作成

1. 避難行動要支援者対象者リストの作成

川北町福祉担当部局は、把握している高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者に関する各種情報に基づき対象者リストを作成する。

(1) 対象者リストの目的

対象者リストは、以下の目的に限定し使用する。

- ア 在宅の避難行動要支援者の全体把握
- イ 避難困難者の把握調査及び避難計画作成の基礎資料
- ウ 災害時の避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

(2) 対象者リストの対象者

一般に、高齢者や障害のある人等の要配慮者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も相当数含まれているため、川北町は、被災リスクの高い要配慮者の支援体制を重点的・優先的に進めることとし、以下に規定する在宅の要配慮者を対象として対象者リストを作成する。

- ア 65歳以上の独り暮らしの方
- イ 65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ウ 身体障害者手帳の交付を受けられた方のうち、肢体不自由（1級～3級）、視覚・聴覚障害（1級～3級）に該当する方
- エ 精神障害者保健福祉手帳交付（1級、2級）を受けられた方
- オ 療育手帳の交付を受けられた方
- カ 上記の他、自力での避難が困難で援護を希望する方

(3) 情報収集方法

川北町は、川北町個人情報保護条例（平成16年条例第10号）第8条第1項第3号に規定する利用及び提供の制限の例外規定のうち、「人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない必要があるとき。」に基づき、福祉担当部局において把握している以下の台帳等に登載されている情報を対象者リスト作成のために内部利用する。

- ア 住民登録基本台帳
- イ 要介護・要支援認定台帳
- ウ 身体障害者更生指導台帳
- エ 精神障害者保健福祉交付台帳
- オ 療育手帳交付台帳

(4) 収集する内容

避難行動要支援者対象者リストは、以下の情報を記載するものとし、様式は様式1のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 年齢（生年月日）
- エ 住所
- オ 電話番号
- カ 要支援者対象区分
- キ 上記の他様式1に定めたもの

2. 避難行動要支援者名簿・個別計画の作成

川北町防災担当部局と福祉担当部局は協力し、災害時共助希望要配慮者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、共助希望の把握時に個別計画を合せて作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者名簿は、以下の目的に限定し使用する。

- ア 災害時の共助希望要配慮者の避難支援及び安否確認

(2) 避難行動要支援者名簿・個別計画の作成方法

避難行動要支援者対象者リストを用い、手上げ方式並びに同意方式により共助を希望する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。共助希望把握と同時に個別計画を作成する。

(3) 避難行動要支援者名簿の内容

避難行動要支援者名簿は、以下の情報を記載するものとし、様式は様式2のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 年齢（生年月日）
- エ 住所
- オ 電話番号等
- カ 要支援者対象区分
- キ 上記の他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(4) 個別計画の内容

個別計画は、以下の情報を記載するものとし、様式は様式3のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 住所
- ウ 血液型
- エ 緊急連絡先
- オ かかりつけの病院
- カ 特殊な医薬品、補装具などの入手先
- キ 避難所で考慮して欲しいこと（服用薬、必要な医療ケア、情報伝達方法など）
- ク 上記の他様式3に定めたもの

3. 避難行動要支援者名簿の提供、管理

(1) 避難行動要支援者名簿の提供先

町は、災害対策基本法第49条の11に基づき、平常時より災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に関わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で避難行動要支援者名簿の情報を提供するものとする。

また、町は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に情報を提供するものとする。

なお、避難行動要支援者の名簿の情報の提供にあたっては、災害対策基本法第49条の12に基づき、提出先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えい防止のための措置を講ずる。

(2) 避難行動要支援者名簿の適正管理

避難行動要支援者名簿の原本は町福祉担当部局が保管し、副本は台帳の提供を受けた者が保管する。

避難行動要支援者名簿は川北町個人情報保護条例の利用及び提供の制限の例外規定に基づくものであり、災害時の要配慮者の避難支援の目的にのみ利用する。

また、避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、川北町職員、民生児童委員等は守秘義務を厳守するとともに、避難行動要支援者名簿を保管する自主防災組織、町内会組織は取り扱う者を予め決め、個人情報保護について誓約書（様式4）を提出し、守秘義務の遵守に努めるものとする。また、情報共有者は、避難行動要支援者名簿を保管する場合は施錠付きの保管庫に保管するなど、情報の適正管理を徹底する。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

毎年9月を目処に、避難行動要支援者名簿の原本の更新を行い、台帳の提供先の副本も更新する。

4. 個別計画の管理

(1) 個別計画の適正管理

個別計画は町防災担当部局が保管する。

個別計画の保管にあたっては施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

5. 個別計画の変更・修正

町福祉担当部局は、民生児童委員並びに関係機関の協力を得て、少なくとも毎年 1 度、個別計画の内容について本人に確認する。内容に変更がある場合、町防災担当部局は、保有する個別計画を修正する。

6. 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

町福祉担当部局は、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の保有する要援護者の居住状況等の情報を基に個別計画の変更・修正の取りまとめを行う。

避難行動要支援者対象者リスト・避難行動要支援者名簿・個別計画の作成・共有

区分		町		自主防 災組織 等	民生委 員・児童 委員	避 難 支 援 者	社会福祉協 議会・消防 機関・警察 機関等	施設・福祉 サービス 事業者
		防 災	福 祉					
要支援者対 象者リスト	作 成	×	○	×	協 力	×	×	×
	共 有	○	○	○	○	×	○	×
避難行動要 支援者名簿	作 成	協力	○	×	協 力	協 力	必要に応 じ協力	必要に応 じ協力
	共 有	○	○	○	○	○	○	○
個 別 計 画	作 成	協力	○	×	○	協 力	必要に応 じ協力	必要に応 じ協力
	共 有	○	○	○	×	×	×	×

第3章 避難誘導・安否確認体制の整備

1. 避難支援の実施体制

(1) 川北町における避難支援体制

川北町は、要配慮者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備する。

また、災害時に、避難行動要支援者対策班を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要配慮者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難準備情報が発令される等避難が必要な段階においては、要配慮者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、同支援班の中に、要配慮者避難支援相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

(2) 地域における避難支援体制

避難支援者は、災害発生時に、避難行動要支援者名簿により避難支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは、避難行動要支援者対策班へ連絡するものとする。

自主防災組織及び民生委員・児童委員等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、避難困難者の居宅の家屋が倒壊している等、避難支援者が対応できない場合は、避難支援者は、自主防災組織等または避難行動要支援者対策班へ連絡し、救出救助を求めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、町から提供される防災情報等に基づき、事前に、要援護者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

(4) ボランティア等との連携

川北町及び自主防災組織等は、避難支援におけるボランティア等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のあるボランティア等との連携に配慮する。

2. 情報伝達体制の整備

(1) 要配慮者への情報伝達

川北町は、FAX、電子メール、有線放送、防災行政無線、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、要配慮者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達体制の整備を推進する。

また、発令された避難準備情報等が要援護者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

<情報伝達手段>

ア. FAX

イ. 電子メール

ウ. コミュニティFM局等の放送事業者への情報提供

エ. 有線放送・無線放送・広報車・消防団等による広報

(2) 自主防災組織等への情報伝達

川北町は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、自主防災組織等へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

川北町は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要配慮者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要援護者支援体制の確保に努める。

3. 要配慮者の避難支援方法等の普及

川北町は、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、地域住民、自主防災組織等に対し、要援護者情報の収集・共有や避難支援プランの必要性、管理方法、

要配慮者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

4. 避難支援訓練の実施

川北町は、要配慮者の避難支援に関係する機関と協力・連携し、地域防災訓練等において要配慮者の避難支援訓練を実施する。

5. 安否確認情報の収集体制

(1) 要援護者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない要援護者も多いことから、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しい側面があるため、町は、避難行動要支援者対策班に安否情報収集窓口を設置し、要配慮者の安否情報を収集する。

(2) 避難支援を行う自主防災組織等からの報告

避難支援を行う自主防災組織等は、要配慮者を避難先へ移送した場合や親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難所要配慮者班又は安否情報収集窓口に報告するものとする。

第4章 避難所等における支援体制

1. 避難所等における要配慮者支援体制

(1) 開設の周知

川北町は、防災情報に基づき、早期に避難所に避難所要援護者班の開設を行う。
開設に当たっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 避難所の避難所要配慮者班との連携

川北町は、避難行動要支援者対策班が中心となり、自主防災組織等や福祉関係者等の協力により各避難所に設置される避難所要配慮者班と連携し、避難所において必要となる要配慮者支援に関する相談や要配慮者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

(3) 支援体制の確認

避難行動要支援者対策班は、平常時から要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要配慮者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況の把握に努める。

(4) 優先的支援の実施

避難所要配慮者班は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応するものとする。

2. 福祉避難所

(1) 福祉避難所の指定

川北町は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がバリアフリー化され、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と、あらかじめ福祉避難所としての協定を締結する。

また、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成を通じて、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(2) 設置・運営等

川北町は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等を行う。

【用語の説明】

避難行動要支援者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。

災害時要配慮者支援プラン

町が対象とする災害時要配慮者に対する具体的な避難支援プランをいう。

町の災害時要配慮者支援に関する対象者、関係機関の役割分担、避難行動要支援者名簿の提供先、保管などの全体的な考え方と避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援に必要な事項等を記載した個別計画（名簿・台帳）で構成する。

平成 17 年 3 月に内閣府、消防庁等関係省庁において策定された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月改訂）において、作成の必要性が示されている。

避難行動要支援者対策班

避難行動要支援者の支援のため、町に設置する部局横断的な対策班をいう。

平常時は、福祉担当部局を中心とする福祉・防災関係部局の横断的なプロジェクト・チームであり、災害時要配慮者支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行うとともに、災害時は、町災害対策本部福祉班内に設置し、災害時要配慮者の避難や避難後の支援などの業務を行う。

避難所要配慮者班

避難所における災害時要配慮者のニーズの把握や支援を検討するため、各避難所に設置される活動班の一つで、要配慮者用窓口の設置や要配慮者の避難状況の把握、要配慮者の状況・ニーズの把握等を行う。

避難所の運営は、基本的に自治組織によって行われるため、避難所要配慮者班も、避難者を中心として自主防災組織等や福祉関係者（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等）の協力により設置される。

災害時共助希望要支援者

災害時要配慮者支援プランで定めた避難行動要支援者の中で、手上げ方式並びに同意方式により災害時に共助による避難支援を希望した者。

避難行動要支援者名簿

災害時共助希望要配慮者を記載した台帳。災害時は共助により避難支援を行うため、災害時共助希望要配慮者は平常時より自主防災組織、町内会組織、民生児童委員に提供を行う。

福祉避難所

施設がバリアフリー化され、災害時要配慮者の利用に適している避難所。

避難行動要支援者対象者リスト

災害時要配慮者支援計画作成の基本となる避難行動要支援者の情報で、福祉担当部局が自ら把握している高齢者、障害のある人などの避難行動要支援者に関する各種情報をもとに、自力避難が困難と考えられる一定程度の人について作成するリスト。

様式2

川北町避難行動要支援者名簿

No	氏名(保護者)	性別	年齢	生年月日	地区	住所	電話番号	対象区分	備考	共助希望	避難支援者

備考 対象区分は下記のとおり。
 高齢者世帯、高齢者単身世帯、身体障害者、精神手帳、療育手帳、その他対象であると判断される項目

様式3

要配慮者一人ひとりに対する避難支援計画（個別計画）

避難行動要支援者名簿登載希望が無い場合でも個別計画の提出はできます。
この情報は行政・自主防災組織等災害時に支援者となる団体に必要に応じて提供します。

平成 年 月 日作成

写真 (3cm×4cm) ※できるだけ、写 真をお貼りくだ さい	介護認定	要介護	1・2・3・4・5	要支援	1・2		
		状態	虚弱・寝たきり・認知症・その他（ ）				
	身体障害	肢体・内臓疾患・視覚・聴覚					
		1・2・3・4・5・6					
	精神障害	1・2・3					
	療育	A・B					
その他							
ふりがな 氏名				性別	(男・女)	生年月日	年 月 日
住所	川北町字			電話番号			
血液型	A B O AB Rh式(+・-)			FAX			
同居家族	人	家族構成（ ）					
避難場所	指定避難場所 (一時避難)			指定避難所			
	家族との待ち合わせ場所						
緊急連絡先							
氏名・名称		住所		電話番号		本人との関係	
				(自宅) (携帯)			
				(自宅) (携帯)			
				(自宅) (携帯)			
かかりつけ医							
病院・医院名		診療科	主治医		住所	電話番号	
担当ケア マネージャー	氏名	事業所名		連絡先			

※裏面も記入ください

(表)

特記事項・必要な対応	
発作・ 持病・ アレルギー等 詳細な症状について (できるだけ詳しく)	
情報伝達の流れ (話し言葉・手話・筆談等)	
避難誘導時の 留意事項 (移動に補助がいるか等)	
避難先での 留意事項 (食事・排泄・着替え等 に介助が必要かどうか 等)	
避難場所 (身近な拠点避難所)	
避難経路図	
特記事項	

※表面も記入ください

(裏)

川北町長

誓 約 書

私は、川北町避難行動要支援者名簿の取扱いに関し、下記事項を遵守し、その利用を災害時の要配慮者の支援の目的のみに使用することを誓約します。また、その職を退いた後も同様とし、その情報を一切漏らしません。

記

- 1 災害時要配慮者の情報は、第三者への漏洩防止のため、責任を持って保管場所(施錠可能なところ)を定め保管すること。
- 2 不特定多数の人が開閉可能な場所を保管場所として定めないこと。
- 3 災害時要支援者の情報については、複写、複製を一切しないこと。また、パソコンその他の情報機器への入力を一切しないこと。

住	所	
氏	名	㊟
住	所	
氏	名	㊟

※ 避難行動要支援者名簿を取り扱う方が署名・押印してください。